

説明書

業務名	「さがすたいる Month」に係るプロモーション業務委託
履行期間	契約締結日から令和9年3月31日（水）
履行場所	佐賀県県民環境部県民協働課が指定する場所
契約上限額	10,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）
説明会	令和8年7月23日（木）午後 1 時 30 分
仕様書等に対する 質問書提出期限	令和8年7月31日（金）午後5時まで
参加資格確認申請書 提出期限	令和8年7月31日（金）午後5時まで
提案書提出期限	令和8年8月17日（月）午後5時まで
プレゼンテーション	令和8年8月19日（水）
最優秀提案者の決定	令和8年8月21日（金）

Ⅰ 参加資格確認申請書について

（1）参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ①参加資格確認申請書（様式第2—1号又は2—2号） 1部
- ②共同事業体協定書（様式2—3号） 1部 ※共同事業体の場合のみ
- ③誓約書（様式第3号） 1部
- ④会社概要（パンフレットで可） 1部
- ⑤実績書（様式第4号） 1部

注）実績書には業務実績の記載内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。

（2）申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

仕様書等に対する質問がある場合は、質問書（様式第1号）に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

3 提案書及び添付資料について

（1）提出書類

- ①表紙 様式第5号
- ②提案書（任意様式）
- ③実施スケジュール案
- ④業務体制表
- ⑤見積書

見積書は、合計金額（消費税及び地方消費税の額を含む）のほか、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳についても記載すること。

（2）提出部数 5部（正本1部、副本4部）

（3）提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

（4）提出された提案書及び添付資料は返却しない。

（5）提出は持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーションについて

（1）プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

（2）参加者側の出席者は2人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

（1）提出された提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

（2）最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

（3）評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、実施体制の評価が高い者を最優秀提案者とする。

（4）最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参

加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、9の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 問い合わせ

担当課 佐賀県県民環境部県民協働課さがすたいる担当
住所 840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59
電話 0952-25-7068
電子メールアドレス kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp